

平成21年4月21日改訂

財団法人 河川環境管理財団
子どもの水辺サポートセンター

資機材貸し出しの手引き

変更事項

(1) Eボートの申込者から、維持管理費として1艇あたり10,000円を徴収します。

注意事項概要

- (1) 営利を主目的とされる方のご利用はお断りする場合があります。
- (2) 予約後のキャンセルが多い方は、以後の利用をお断りする場合があります。
- (3) 夏場など、資機材予約のお申し込みが多い時期は「子どもの水辺」登録団体及び初回の利用者を優先します。
- (4) Eボートは1団体（関連する団体等を含む）あたり、原則として年1回かつ最大2艇までの貸し出しとします。
- (5) 返却時は資機材のチェックを必ず行っていただきます。
- (6) Eボート返却の際は運送会社の保険へ加入してください。

1. 総則

(財) 河川環境管理財団 子どもの水辺サポートセンター（以下「当センター」という）は子どもたちの環境学習・体験活動の更なる発展のため、希望者に以下の資機材の貸し出しを行っています。

- ・ライフジャケット（子ども用・大人用・プロ用）
- ・ヘルメット
- ・スローロープ
- ・Eボート（ポンプ、パドルを含む）

この、資機材貸し出し方法に定めない事項については法令や一般の慣習によるものとします。

2. 契約

- (1) 資機材を借りるに当たっては、電話にて予約状況を確認した後、資機材の種類、貸出日時、使用者、使用目的などを記入した、貸出申込書を提出していただきます。当センターが申込書を受領し、申込者に対し通知を行った時点で契約が成立します。

E ボートをお申込の場合は、「資機材貸出申込書 E ボート用」に必要事項をご記入の上、お申してください。

- (2) 子どもの水辺登録団体は活動実施の4ヶ月前から1ヶ月前まで、その他の団体については活動実施の2ヶ月前から1ヶ月前までの期間に予約を行うことが可能となります。ただし、貸出し中、あるいは予約済みのため、貸出しができない場合があります。
- (3) 日本全国広く多くの方々にご利用いただくため、営利を主目的としている方のご利用はお断りする場合があります。
- (4) 資機材予約後のキャンセル回数が多い方は、以後のご利用をお断りする場合があります。
- (5) 夏場など、資機材予約のお申し込みが多い時期は、「子どもの水辺」登録団体及び、初めて利用される方を優先する場合があります。
- (6) Eボートの貸し出しは一団体あたり、原則として年間1回かつ最大2艇までの貸し出しとします。(関連する団体やグループ、個人等も一団体と見なします。)
- (7) 貸し出し時の発送料金及び資機材の返却時の発送料金は、資機材を借りる方ので負担となります。また、Eボートに関しては申込者から維持管理費として1艇あたり10,000円を徴収します。使用料金は事前に指定の口座へお振込み下さい。お振込み後、やむを得ない事情等でキャンセルされた場合は、振込手数料料分を差し引いて返金致します。ただし、資機材の発送後は返金することができません。
- (8) 貸し出し期間中に以下のことに該当した場合は、資機材の返還を要求いたします。
- この資機材貸し出し方法に違反したとき
 - 貸し出し申込者の責に帰する事由による事故を起こしたとき
 - 2.(10)の各項目のいずれか1つ以上に該当することが判明したとき
- (9) 資機材の貸し出し期間を変更するときは、あらかじめ当センターに申し出てください。
- (10) 以下の項目に該当する場合は貸し出しをお断りします。
- 貸し出し申込書の提出がないとき
 - 貸し出し申込者と実際の使用責任者が異なるとき
 - 過去の貸し出しにおいて、悪意ある行動があったとき
 - その他、当センターが適当でないと認めたとき

3. 貸し出し

- (1) 当センターは資機材及びその付属品の点検を行い貸し出ししています。
- (2) 貸し出し申込者は、貸し出し期間中、借り受けた資機材について、必ず使用する前に自ら点検を実施してください。
- (3) Eボートを利用される場合は、資機材到着時、または使用前に資機材の点検を必ず行い、「Eボート到着時チェック表」に記入の上、当センターにお送り下さい。提出がない場合は今後、資機材の利用をお断りする場合があります。
- (4) 貸し出し申込者は、善良な管理者の管理義務をもって、資機材を使用し、保管しなければなりません。
- (5) 管理責任は資機材が手元に届いたときに始まり、当センターに返却が完了した時点で終わるものとします。
- (6) 貸し出し申込者は以下のことをしてはなりません。
 - 資機材を転貸すること
 - 資機材を改造すること
 - 申告した使用者以外が使用すること
 - 公序良俗に違反して使用すること

4. 使用

- (1) 川の指導者のもとで、ライフジャケット等を正しく装着・使用する等、それぞれの資機材に応じ、適切な使用を行って下さい。
また、スローロープは、袋の中でロープが絡まっていないかどうか使用前によく確認してください。
- (2) Eボートを安全に使用していただくために、下記のいずれかの資格を有するインストラクターの指導の下で行ってください。
 - RAC認定資格：Eボートインストラクター または
RACインストラクター1種以上 (※1)
 - RESCUE3資格：SRTI以上 (※2)
 - 日本セーフティカヌーイング協会資格：インストラクター以上 (※3)

※1 川に学ぶ体験活動協議会 <http://www.rac.gr.jp/>
※2 レスキュー3ジャパン <http://www.srs-j.co.jp/>
※3 日本セーフティカヌーイング協会 <http://www.jsca.net/>
- (3) 万が一事故が発生した場合は事故の大小に関わらず直ちに報告して下さい。
- (4) ライフジャケット・ヘルメット・スローロープ・Eボートは製造物責任保険には加入していますが、当センターでは損害保険には加入していません。
使用者は必ずイベント保険などに自ら加入してください。
- (5) 貸し出し申込者及び使用者は、貸し出し期間中に異常または、故障を発見したときは、直ちに使用を中止し、当センターに連絡してください。

5. 返還

- (1) 貸し出し申込者は資機材を返還するとき、通常の使用による磨耗を除き、借受時と同じ状態に整列・梱包し、当センター指定個所まで返却してください。
- (2) ライフジャケット・ヘルメット・スローロープ・Eボートなどは水道水等で水洗いを行い、十分に乾燥させてから梱包してください。
- (3) 資機材は返却前の点検を必ず行い、各「チェック表」を当センターにお送り下さい。提出がない場合は今後、資機材の利用をお断りする場合があります。
- (4) 資機材を返還するときの送料等は貸し出し申込者の負担とします。
- (5) 資機材の返還は申込書に記入した期間内に完了するものとします。
- (6) 貸し出し申込者が資機材を万が一盗難・紛失した場合は当センターに与えた損害について賠償する責任を貸し出し申込者が負います。
- (7) 輸送時の破損等の事故に備え、Eボートの発送時には必ず運送会社の保険へ加入してください。Eボート（ポンプ、パドルを含む）の価格は90万円です。保険へ加入せずに輸送時に破損した場合、利用期間中に破損したものと見做し、その損害について賠償する責任を申込者が負います。

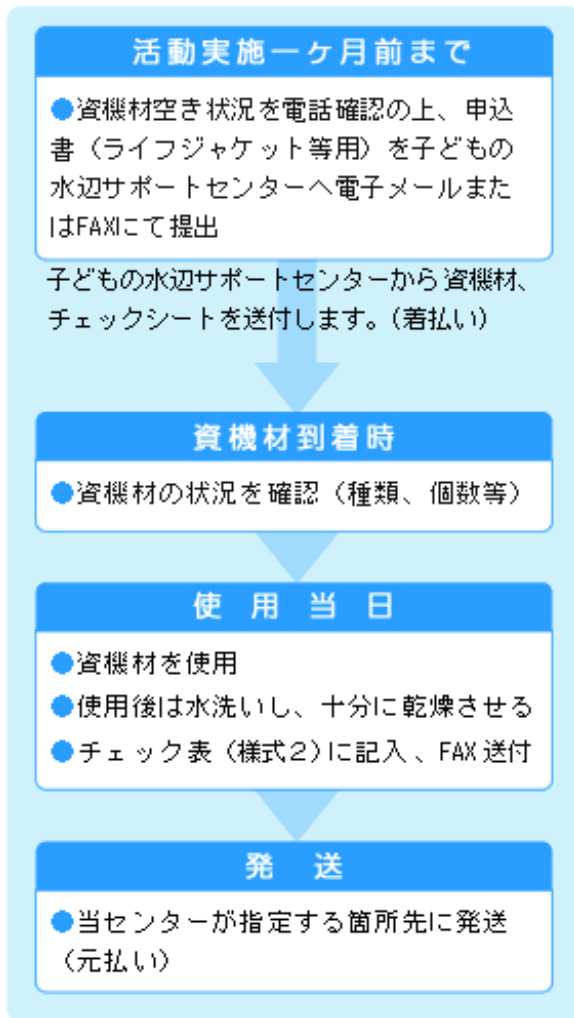
6. 振込口座

- (1) Eボート維持管理費（1艇あたり10,000円）及び、資機材破損時の修理費等は下記口座にお振込み下さい。また、振込手数料はご負担下さい。

みずほ銀行 新川支店
普通預金 No.1477378
財団法人 河川環境管理財団

7. 資機材貸出の流れ

(1) ライフジャケット等



(2) Eポート

